

学校現場に効果的な ICT 環境整備の拡充を！ 〈学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ〉

8月2日、文部科学省は「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」を公表した。本まとめでは、新学習指導要領の実施等に向けた ICT 環境整備の必要性を述べた上で、これからの学習活動を支える ICT 環境等について示唆している。

新学習指導要領の実施等に向けた ICT 環境整備の必要性

【新学習指導要領 総則】

「各学校においては(略)、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」と明記。

【新学習指導要領 各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」】

各教科等の指導において、コンピュータ等を適切に活用できるようにすることについて規定。

- 新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の総則において、ICT環境の整備の必要性が規定されたことはこれまでない。
- 子供たちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためにも、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備することの重要性が、新学習指導要領で明確に位置付けられている。

ICT 環境整備の現状 (平成 28 年 3 月現在)

ICT 機器等	整備状況 (全学校種平均)
①電子黒板	○普通教室等における整備率は 21.9%
②実物投影機	○普通教室等における整備率は 42.8%
③教育用コンピュータ	○1台当たりの児童生徒数は 6.2人
④ネットワーク (有線及び無線 LAN)	○普通教室等の校内 LAN の整備率は 87.7%
	○普通教室等の無線 LAN の整備率は 26.1%

- 新学習指導要領を見据えたICTを日常的に活用する学習活動の保障には、ICT環境の加速度的な整備が不可欠。

児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒による ICT 活用を実現させるために、ICT 環境整備と合わせ、

- ・「情報活用の実践力 (課題や目的に応じた情報手段の適切な活用等)」
- ・「情報の科学的な理解 (情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解等)」
- ・「情報社会に参画する態度 (情報モラルの必要性や情報に対する責任等)」

→ 「情報活用能力」の育成が不可欠

- 中教審答申においても、情報活用能力は、言語能力等と並んで「教科等を越えた全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力」と位置付けられている。

詳しくは、

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/08/04/1388920_1.pdf

本有識者会議では、第3期教育振興基本計画(平成30~34年度)を見越した、今後の学校における ICT 環境整備の在り方について検討するとともに、地方公共団体の ICT 環境整備計画の策定及び計画的な ICT 環境整備を促進するための「教育 ICT 環境整備指針」の策定に向けた基本的な考え方を整理することを視野に入れ検討を行ってきた。

最終まとめでは、新学習指導要領において、情報活用能力を育むための ICT の活用が教育活動の中に明確に位置付けられているにも関わらず、現在の ICT 環境整備の状況では、変化の激しい社会を生き抜かなければならない子供たちに必要な資質・能力が担保されない状況がうかがえる。

社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前の中となっていて、子供たちの将来を見通した学習環境の整備は不可欠であり、ICT を活用することができる教育環境を整えることは国や教育委員会等が負う当然の責務であるとする。

全日教連は、新学習指導要領が求める情報活用能力の育成のために必要な ICT 環境について、現場の声を活かし、真に子供や教員にとって必要とされる設備や、ICT 活用を支える外部人材の大幅な拡充等が図られるための予算確保及び ICT 環境の整備における地域間格差の是正の指導について、国に対し引き続き強く訴えていく。